

# 九頭竜川流域委員会 規約(案)について

## 九頭竜川流域委員会規約(案)

(名称)

第1条

本会は、「九頭竜川流域委員会」(以下「委員会」という。)と  
いう。

(設置)

第2条

委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項  
に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長(以下「局長」とい  
う。)及び福井県知事(以下「知事」という。)が設置する。

(目的)

第3条

委員会は、九頭竜川水系の河川整備計画の策定にあたり、その  
原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取方法に  
ついて意見を述べることが目的とする。

(委員会)

第4条

委員会は、総会のみで構成する。

2. 委員会において部会が必要と認めるときは部会を設けることができる。
3. 委員会の委員は別表 - 1のとおりとし、局長及び知事が委嘱する。
4. 委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するように局長及び知事に要請することができる。
5. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
6. 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
7. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
8. 委員長は、委員会を招集し、開催する。
9. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。  
なお、委員の代理出席は認めない。
10. 委員会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。
11. 委員会は、委員会の意見集約にあたっては、少数意見を付するものとする。

(部会)

第5条

委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて委員会の下に部会を設けることができる。

2. 部会を設置する場合は、部会運営方針及び部会規約を委員会において定める。
3. 部会委員は、委員会において選定する。
4. 部会委員は、委員会の委員と兼任することができる。

(河川管理者)

第6条

近畿地方整備局及び福井県は、委員長の了解を得て、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。

2. 近畿地方整備局及び福井県は、委員会から求められた事項については速やかに対応すること。

**(委員会の公開)**

**第7条**

委員会は、原則的に公開とし、その公開方針は別紙「委員会の公開方針(案)」によるものとする。

**(庶務)**

**第8条**

委員会の庶務は、近畿地方整備局福井工事事務所調査第一課及び福井県土木部河川課が行うものとし、委員会の指示により、以下に示す庶務をとり行う。

- ・会議資料の作成
- ・議事録の作成
- ・会議内容の整理及び公表資料案の作成 等

**(規約の改正)**

**第9条**

本規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意をもってこれを行う。

**(雑則)**

**第10条**

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

**附則**

この規約は、平成14年5月9日から施行する。

## 委員会委員

別表 - 1

(五十音順、敬称略)

No.	氏名	専門分野	所 属 等	備 考	公募
1	池淵 周一	治水（水循環）	京都大学防災研究所付風水資源研究センター長	九頭竜川流域委員会準備会議議長	-
2	上木 泰男	環境（鳥類）	日本野鳥の会福井県支部会員、福井県愛鳥教育研究会		-
3	上杉 景子	人文（地域活動）	勝山女性ネットワーク会員		-
4	岡 敏弘	環境（環境経済）	福井県立大学大学院 経済・経営学研究科教授		-
5	奥村 充司	環境（都市環境）	福井工業高等専門学校 環境都市工学科助教授		-
6	川上 賢正	人文（法律）	川上・野坂・安藤法律事務所 弁護士	九頭竜川流域委員会準備会議委員	-
7	菊澤 正裕	利水（農業水利）	福井県立大学情報センター教授		-
8	瀧井 與郎	治水（地域活動）	さかい動物病院		-
9	瀧水 賢潔	利水（上水道）	福井市企業局浄水課浄水管理事務所主任		-
10	桶 哲也	治水（河川工学）	京都大学大学院 工学研究科助教授		-
11	田中 保士	人文（観水・交流、河川文化遺産）	日野川流域交流会推進委員長、環境文化研究所代表		-
12	土山 弥一郎	人文（マスコミ）	福井テレビ報道制作局付局長		-
13	中田 志剛	利水（内水面漁業）	福井県内水面漁業協同組合連合会専務理事		-
14	中藤 明子	人文（青少年教育）	福井市子ども会育成連合会理事		-
15	福原 輝幸	治水（環境水理）	福井大学 工学部建築建設工学科教授		-
16	藤田 武志	人文（地域活動）	部子川ダム対策委員会会長		-
17	三谷 誠敏	人文（地域活動）	ドラゴンリバー交流会会長、敦賀セメント(株)取締役相談役		-
18	森下 郁子	環境（河川環境）	(社)淡水生物研究所所長	九頭竜川流域委員会準備会議委員	-
19	山内フミ子	環境（地域環境）	県連合婦人会副会長、勝山市連合婦人会会長		-
20	吉田公一朗	利水（水力発電）	北陸電力(株)福井支店技術部土木建築チーム統括課長		-
21	米村 輝子	環境（地域活動）	大野の水を考える会、大野市市議員		-
22	渡辺 定路	環境（植物）	福井市自然史博物館館長		-

注1：公募欄の「-」は、一般公募により選ばれたことを示しています。

別 紙

## 委員会の公開方針(案)

委員会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、委員会で定める。

### (1) 傍聴対象者

- ・傍聴対象者は原則的に制限しないこととし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。
- ・傍聴者が入りきれない場合に、会場外でTVモニター等による傍聴が可能になるように努める。

### (2) 会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、記者クラブに対する情報提供と、福井工事事務所・福井県等のホームページ及び福井県や流域内市町村の広報紙への掲載により行い、有料広告については行わない。

### (3) 会議資料等の公開

- ・会議資料については原則的に公開する。
- ・議事の詳録の作成は行うが、公開すると膨大となるため、決定事項（骨子）のみを公開する。なお、詳録の閲覧の希望があった場合には、その希望に応じる。
- ・公開する場合の方法については、委員会のホームページを開設して掲載するとともにニュースレターを作成し、配布する。
- ・会議資料は、近畿地方整備局や福井県及びこれらの関係機関において供覧・貸出を行うほか、ホームページを通して閲覧できるようにする。会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。

8

### (4) 記者会見

- ・委員会終了後の記者会見は行わない（ただし、委員長が必要と認めるときはこれを行う。）。
- ・記者会見を行う場合は、一般傍聴者も参加できる。

### (5) その他

一般傍聴者の審議中の発言は、これを認めない（なお、審議終了後の発言機会の取扱いについては、委員長の判断に委ねる。）。

9